

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	子ども・子育て支援法に規定されている事業である。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	区の子育て支援計画に合致している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	子ども・子育て支援法において、区市町村が実施主体となる旨が規定されている。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	対象者に対し大きな負担となり、幼児教育を受ける機会の喪失に影響する。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	生活福祉課と連携し、補助対象者に対し、申請案内を配布する。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	生活福祉課と連携し、適正な手続きにより決定する。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	運営に対する補助であり、代替策はない。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	幼児教育を受ける機会の確保につながる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	給食費及び実費徴収費用を補助金額としており、低所得者に対する扶助的効果がある。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	幼児教育を受ける機会の確保につながる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか		
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか		
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か		

4 交付実績

(件、千円)

項目	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(決算)	28年度(予算)
交付(見込み)件数	—	—	6	5
決算(予算)額	—	—	67	150
国庫支出金			50	50
都支出金			50	50
その他			0	0
一般財源			-33	50
27年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	27年度からの事業実施。6件対象家庭に交付。			

5 課題及び今後の方向性

本事業については、27年度分より新規実施した。周知方法や交付方法について、今後の状況を踏まえ、継続的に検討を行う。